

# 広報誌ふたばの教育 Vol. 15 制作業務委託 仕様書

## 1 業務名

広報誌ふたばの教育 Vol.15 制作業務

## 2 業務期間

委託契約締結の日から令和7年2月24日（月）まで

## 3 目的

双葉郡内各学校の取組や子供たちの姿・思いを、教員や子供の視点を大切に地域内外へ取組を発信することで、ふたばの絆をつくるとともに、表現・発信等のアクティブ・ラーニングにつなげる。

## 4 業務内容

本業務の目的を達成するために必要な誌面の構成に係るアドバイス、委託者および双葉郡内各学校から提供するテキスト及び写真を基に、広報誌の編集、デザイン、製版、印刷、製本、電子データの作成の一切を行うこと。

- 取組内容をわかりやすく発信するため、デザイン、レイアウト、イラスト、図表、フォント等を工夫すること。（学校紹介ページのレイアウトは学校から指定がある場合あり）
- デザイン等は複数案を提示し、協議による変更等についても速やかに対応すること。
- 掲載する画像およびテキスト等は、委託者および双葉郡内各校から提供することを基本とする。
- 掲載する内容の選定については別途委託者から指示するものとするが、その選定については受託者も適宜提案すること。
- 校正にあたっては、学校紹介ページは各学校の担当者、他のページは委託者の確認を受けること。校正手配は基本的に受託者が行うこと。
- 完成後は、39個（予定）に分けて梱包し、別途委託者が指定する県内外関係各所35カ所（予定）に発送すること。

### ア 掲載内容

別紙広報誌構成案のとおり

### イ 仕様

- サイズ・数量  
A4：38, 000部
- 用紙  
上質紙・70kg
- ページ数  
20ページ（表紙含む）

- 色数・印刷  
フルカラー・オフセット印刷
- 製本方法  
中綴じ
- ウ 校正  
2回以上を目安に、必要に応じて随時対応すること。
- エ 素材提供スケジュール

|         |             |                 |
|---------|-------------|-----------------|
| P2～P3   | ふたばのせんぱい    | 令和7年1月10日（金）予定  |
| P4～P5   | ふたば生徒会連合ページ | 令和7年1月10日（金）予定  |
| P6～P7   | 絆づくり／中高生交流会 | 令和6年12月20日（金）予定 |
| P8      | ふるさと創造学サミット | 令和7年1月10日（金）予定  |
| P9      | 双葉郡学校の今ページ  | 令和6年12月20日（金）予定 |
| P10～P19 | 学校紹介ページ     | 令和6年12月13日（金）予定 |

## 5 成果物

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの（紙媒体1部）

- ア 着手届（様式第1号）
- イ 統括責任者及び担当者通知書（様式第2号）
- ウ 実施工程表（任意様式）
- エ その他、委託者が必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの（紙媒体1部及び電子媒体（データ形式は別途指示）1部）

- ア 完了報告書（様式第3号）
- イ 請求書に係る内訳書（任意様式）
- ウ 実績報告書（様式第5号）
- エ ウに添付する書類
  - 広報誌
  - 入稿データ（PDF2種（フルデータおよびネット掲載用サイズデータ）、イラストレーター（アウトライン処理済））
- オ その他、委託者が必要と認める書類

## 6 その他

- (1) 本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、委託者に帰属するものとし、その利用及び再編集は委託者において自由

を行うことができるものとする。

- (4) 画像等の著作権等について、必要に応じて受託者が料金を支払う等一切の処理を済ませた上で納品すること。納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、委託者はその責任を負わない。
- (5) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細について機構と協議の上決定すること。
- (6) 受託者は、機構と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況を綿密に報告すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議のうえ定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとすること。